

所得税寄附金控除における所得控除と税額控除の還付金額目安表

※本表は目安であり、詳しくは最寄りの税務署までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

寄附金額 (年額)	税制	課税所得額(年額)								
		300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1000万円	1500万円
1万円	所得控除	800	1,600	1,600	1,600	1,840	1,840	1,840	2,640	2,640
	税額控除	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
3万円	所得控除	2,800	5,600	5,600	5,600	6,440	6,440	6,440	9,240	9,240
	税額控除	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
5万円	所得控除	4,800	9,600	9,600	9,600	11,040	11,040	11,040	15,840	15,840
	税額控除	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	所得控除	9,800	19,600	19,600	19,600	22,540	22,540	22,540	32,340	32,340
	税額控除	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
20万円	所得控除	19,800	39,600	39,600	39,600	45,540	45,540	45,540	65,340	65,340
	税額控除	50,625	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200
30万円	所得控除	29,800	59,600	59,600	59,600	68,540	68,540	68,540	98,340	98,340
	税額控除	50,625	93,125	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200
50万円	所得控除	49,800	99,600	99,600	99,600	114,540	114,540	114,540	164,340	164,340
	税額控除	50,625	93,125	143,125	193,125	199,200	199,200	199,200	199,200	199,200
100万円	所得控除	99,800	199,600	199,600	199,600	229,540	229,540	229,540	329,340	329,340
	税額控除	50,625	93,125	143,125	193,125	243,500	301,000	358,500	399,200	399,200

※その年の所得が給与所得のみであった場合の課税所得金額を前提としています。

※表内の還付金額は、給与所得者が年末調整後に確定申告した場合で、本学にのみご寄附いただいた場合を前提としています。

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の所得控除額の合計を差引いた金額です。

※控除の対象となる寄附金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。また、税額控除の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。

※所得税の税率は、平成30年4月1日現在の法令によります。

(例)課税所得金額400万円の給与所得者が3万円を寄附いただいた場合、所得控除では5,600円、税額控除では11,200円が確定申告によって還付されます。なお、その他の課税の条件により実際の還付額は異なります。